

多重譲渡の問い合わせ(令和4年7月14日)

- 1 当破産管財人の所属する服部総合法律事務所のホームページに掲示した「令和4年4月19日財産状況報告集会について(令和4年4月11日)」16頁4(3)の、「当破産管財人において『売買契約書』自体を確認して、集計する作業」を終了しました。そして、「作業終了後集計の再確認を行い、第二、1(5)～(9)の各契約書の集計と合体系せま」した。

その結果、㈱総合電商が管理していたキュービクル設備443のうち、多重譲渡が判明しているものは次のとおりです。

二重譲渡	49
三重譲渡	49
四重譲渡	75
五重譲渡	48
<u>六重譲渡以上</u>	<u>89</u>
計	310

多重譲渡数とは正確には、共有持分取得者を含む買主の数です。

- 2 1の集計作業は、当破産管財人の回収した契約書を集計したものです。

当破産管財人が回収していない契約書が存在することが明らかとなっています(当破産管財人あて送付された FAX により判明したものや総合電商の電子データから判明したものがああります)。また、契約書の数は膨大であり、アルバイトを臨時雇用して集計作業を行っています。他方、総合電商元従業員から資料の提供のあった総合電商の管理していたキュービクル設備の一覧から漏れているもの、あるいは既に設備が廃棄されているものがあると思われます(債権者からの FAX 問合せ等により、

キュービクル設備の新設や廃棄が判明したものとあります)。

集計の結果が正確であることを、当破産管財人が保証することはできません。

3 当破産管財人には、前記令和4年4月11日の掲示(以下、「4/11日掲示」という。)

第二1(5)『売買契約書』(3頁), (6)事業譲渡スキーム(4頁), (7)〇の会(4頁), (8)設備の大家さん(4頁), (9)COP5(5頁)の契約書の買主から, ①「自分が買ったキュービクルについて他に買主がいるか。いる場合は, その氏名・住所及びそれに関する売買契約書」, ②「自分が買ったキュービクルを使用している電力受給者の氏名・住所及びその契約書」, について開示を要請する書面が到着しています。

また, 第二1(1)の『高圧受電設備設置契約』(1頁)など, (2)の中古買取=『高圧受電設備売買及び電力分電需給契約書』(2頁)などの電力需要者からも, ③「自分が使用しているキュービクルの所有者の氏名・住所及びその購入に関する書類」, について開示を要請する書面が当破産管財人に到着しています。

キュービクルを対象とするリースの業者からの, ①②同様の開示の要請もあります。

4(1) これらについては, 法律上, ①氏名, 住所が個人情報であること, ②多重譲渡がある場合, その契約書を締結した者の信用を低下させうる情報であり秘密保持を要するものでありうること, が指摘されています。従いまして, これらの情報を破産管財人が開示するには, 他の契約書に買主と表示されている方に照会を行い, その開示に同意した場合に開示を行う手続きを採用するしかありません。

(2) 具体的手続としては, i)キュービクルの所有権を主張する方の当破産管財人に対する開示要請の申請書の提出, ii)当破産管財人から同一のキュービクルについての他の契約書に買主として表示された方への照会, iii)照会についての回答書の受領とその検討, iv)当破産管財人から申請者への開示情報又は開

示できない旨の連絡となります。申請書の数、多重譲渡の数や照会の相手方の対応によっては、i)～iv)につき数カ月を要する場合もあると見込んであります。

なお、i)の開示要請の申請書の提出は、別紙第一様式の書面の郵送のみをもって受け付けます。提出された申請書に関し、申請者の権利、地位に疑義がある場合、添付書類に不足がある場合など当破産管財人から問い合わせを行うことがあります。問い合わせに応じないとき又は照会を行うことが相当でないと判断する場合は、ii)の照会手続を実施しないことといたします。

(注1) 別紙第一様式の(1)～(4)には、必要事項を記入して下さい(ア～ニには○を付して下さい)。

(注2) 複数のキュービクル設備について情報の開示の申請書を提出する場合、キュービクルの設備の数に対応する枚数の申請書を提出して下さい。添付書類が重複する場合は共通である旨を記載することにより、省略することが可能です。

(3) なお、多重譲渡されている場合の他の契約書の開示やコピーの請求はできません。膨大な手数と費用が必要であり、また、一部の債権者のみにコピー等を提供することは、債権者平等に反するとの判断に基づいております。キュービクルの電力需給に関する契約書の開示又はコピーの請求も同様の理由から、できません。

また、キュービクルの設置場所、設置店舗、電力需給者の氏名、住所又はキュービクルの所有権を主張する方が認識している事実であり、これについての開示はいたしません。

(4) キュービクルの電力需給者から当破産管財人に対するキュービクルの買主の氏名・住所の開示要請についても、(1)～(3)に準じて対応します。

キュービクルを対象とするリース業者、割賦業者からの当破産管財人に対する

キュービクルの多重譲渡の買主の氏名・住所の開示の要請についても、(1)～(3)に準じて対応します。

5 以上の手続については、4の申請、照会、回答、開示の実施等に関する事情、今後明らかになる事情や判決が確定するなどによっては、追記、変更等が生じる場合があります。

4による当破産管財人に対する開示要請の申請書の提出以外に、弁護士法第23条の2の報告の請求や、民事訴訟法第132条の4条1項第1号の「訴え提起前における証拠収集の処分」としての文書送付嘱託の手続もありますので、その利用もご検討下さい。

なお、提訴された民事訴訟手続中で、当破産管財人が契約書等を証拠として提出することも想定しています。

以上

管財人使用欄	
受付番号	
受付日	令和 年 月 日

株式会社総合電商
破産管財人弁護士 服部 秀一 殿

情報の開示の要請

(1)の高圧受電設備（キュービクル）について、私は(2)の契約を締結しております。

つきましては、(3)の理由により、破産管財人の保有する(4)の情報について私あて開示いただきたく、私の保有する(1)のキュービクルに関する全ての契約書のコピーを提出して要請します。

なお、破産管財人において、私の氏名・住所（本店・会社名）及びそのキュービクルに関する契約書その他の情報を破産管財業務のため、利用しあるいは第三者の開示することを同意します。

(1)設置店舗

設置住所 〒

製造メーカー名

形式

製造番号

受電設備容量 KVA

製造年月 年 月

- (2) ア 売買契約書（ 年 月 日付）
 イ 賃貸借契約書（ 年 月 日付）
 ウ 覚書（ 年 月 日付）

- エ キュービクル事業譲渡（売買）統括基本契約書（ 年 月 日付）
オ 買戻しに関する確認書（ 年 月 日付）
カ その他
 契約名
 契約締結日 年 月 日

（注）保有する契約書のコピーすべての添付が必要

- (3) サ (1)のキュービクルの所有権を主張するため
 シ (1)のキュービクルの賃料を請求するため
 ス (1)のキュービクルに関して損害賠償請求をするため
 セ (1)のキュービクルの所有者と協議し又は所有者に対し訴えを提起するため
 ソ (1)のキュービクルの電力需要者と協議し又は需要者に対し訴えを提起するため
 タ (1)のキュービクルの撤去を請求するため
 チ その他の理由

- (4) ナ (1)のキュービクルの買主（複数の場合は全員）
 ニ (1)のキュービクルの電力需給者

以上

令和 年 月 日

住所（本店）

氏名（会社名・代表者名）

印

（担当者名）

電話番号 ()

FAX番号 ()